

松戸市教育委員会会議録

令和7年6月定例会

松戸市教育委員会会議録

令和7年6月定例会

開 会	令和7年6月4日(水) 午前10時	閉 会	令和7年6月4日(水) 午前11時56分	
署名委員	教育長 波田 寿一	委 員	武田 司	
出席委員 氏 名	教育長 波田 寿一	○	委 員 山形 照恵	○
	教育長職務代理者 武田 司	○	委 員 中西 茂	○
	委 員 伊藤 誠	○	委 員 和座 一弘	×
出席職員	内訳別紙のとおり			
特記事項				

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

令和7年6月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	村上 陽子	21	〃 指導主事	西野 健一
2	学校教育部 部長	中坂 正夫	22	児童生徒課 課長	志村 雅人
3	学校教育部 審議監	町山 信之	23	〃 補佐	日野 裕介
4	教育総務課 課長	三根 秀洋	24		
5	〃 専門監	戸張 徳一	25		
6	〃 補佐	飯島 幸枝	26		
7	〃 主査	竹田 順一	27		
8	〃 主任主事	齋藤 奈々	28		
9	文化財保存活用課 課長	渡辺 貴生	29		
10	〃 補佐	大西 真	30		
11	〃 主査	須賀 博子	31		
12	〃 博物館 主査	富澤 達三	32		
13	〃 博物館 主事	林 幸太郎	33		
14	学務課 課長	南 進史	34		
15	〃 補佐	原 有希也	35		
16	〃 補佐	江川 裕子	36		
17	〃 主任主事	安藤 裕貴子	37		
18	市立松戸高校 事務長	菊地 俊一	38		
19	学習指導課 課長	小川 晴美	39		
20	〃 補佐	小林 裕範	40		

令和7年6月定例教育委員会会議次第

1 日 時 令和7年6月4日（水） 午前10時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題
議 案

4 その他

令和7年6月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

① 議案第 10号

松戸市文化財審議会に対する諮問について

(文化財保存活用課)

② 議案第 11号

松戸市文化財審議会に対する諮問について

(文化財保存活用課)

③ 議案第 12号

松戸市文化財審議会に対する諮問について

(文化財保存活用課)

④ 議案第 13号

令和8年度松戸市立松戸高等学校第1年次入学者選抜要項の制定について

(学務課)

⑤ 議案第 14号

松戸市学区審議会委員の委嘱について

(学務課)

⑥ 議案第 15号

松戸市教育功労者の表彰について

(学務課)

⑦ 議案第 16号

令和7年松戸市議会6月定例会の議案(補正予算)に対する意見聴取について

(教育総務課)

⑧ 報告第 4号

臨時代理による処分の報告について

(児童生徒課)

教育長 初めに、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議には、現在1名の方から傍聴したい旨の申出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降の傍聴の申出がある場合は、事務局への受付をもって許可に代えることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

教育長 初めに、本日の会議の開催についてお知らせをいたします。

本日、和座委員が所用により欠席されております。しかし、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条3項の規定により、本会議は開会することができます。よろしく願いいたします。

◎開 会

教育長 それでは、ただいまから令和7年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案8件と報告1件となっております。このうち、議案第16号は、市長の意思決定に係る重要な事項に属する案件、報告第4号は、個人情報に関わる案件となっております。

したがいまして、この審議を秘密会としてはいかがか、お諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により決を採らせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、議案第16号及び報告第4号の審議を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、議案第16号及び報告第4号の審議は秘密会といたします。

また、秘密会は議事録を取っていないところですが、議案第16号につきましては記録を残したいと考えています。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、そのように取り計らいます。

次に、日程の変更についてお諮りいたします。

ただいまの決定のとおり、議案第16号及び報告第4号は秘密会にて審議することとなりました。そのため、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、議事の日程の順序を変更することとし、その他につきましては、秘密会とした議案の前に審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないものと認め、その他につきましては、秘密会とした議案の前に行うことに決定いたしました。

では、ここからの議事進行は、武田教育長職務代理者をお願いいたします。

◎議案第10号

教育長職務代理者 本日は、議案が大変多くなっております。限られた時間の中で円滑な議事進行に努めたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いいたします。

それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第10号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 よろしく申し上げます。

議案第10号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由についてでございます。

大熊家文書を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

次のページ、2ページをお願いいたします。こちらにつきましては、諮問書の案を添付させていただきます。

次のページ、3ページをお願いいたします。こちらが、諮問に当たりましての調書となります。分類につきましては、有形文化財となります。名称、大熊家文書。所有者につきましては、松戸市立博物館となります。時代は、寛永14年から大正4年までの時代となります。指定理由でございます。

大熊家文書は、大谷口村の名主を務めた大熊家に残された5,395点から成る近世から近代の文書群でございます。大谷口村は下総台地西端にございまして、南北183間、東西344間、大部分はこの地に勢力を持っていた戦国大名高城氏の居城・小金城の跡が占めておりました。高城氏が、豊臣方に敗れた後、大谷口村領主は江戸時代初期には武田信吉、後に幕府領となり、元禄11年からは旗本土屋氏の知行地となり、幕末に至ったものでございます。

大熊家先祖は高城家家臣でございましたが、後に大谷口村百姓となり、4代から代々伊兵衛を名のっております。享保期には持ち高も増えて村内での地位を高め、文政期になると名主職に就いております。中でも10代伊兵衛は、領主の旗本土屋家の家臣となり、同家の財政立て直しに関与し、慶応元年からは主君の土屋馬之丞と共に長州征討に約3年間参加しております。

大熊家文書は、19世紀の9代・10代伊兵衛時代のものが中心で、全点が松戸市立博物館に寄贈されております。これらは、村政、水戸藩鷹場・小金牧関連、災害、江戸川と坂川治水、10代伊兵衛による領主土屋家の財政再建、長州征討従軍、物見遊山や信仰などを含む一部の文書は松戸市史史料編に収録されております。

当文書群は、地域の歴史を物語る貴重な実物市場でございまして、指定し保護を図る必要があるものでございます。

なお、4ページ、5ページには、今回指定する一部を添付させていただきます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第10号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

では、私から。寄贈されたのは、以前にまとめてという形で、研究が進んでいく中で、今

回これを指定するものとして俎上に上げるという流れで理解は合ってますか。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 そのような理解で結構です。

教育長職務代理者 そうすると、今後も徐々に指定をお願いするような文書が上がってくると
というような流れで。

文化財保存活用課長 追加でそういったものがあれば、当然、研究した上で追加での指定とい
うのも考えられます。

教育長職務代理者 以前に指定されたものと、また1つ、これはどうだろうかという形で上が
ってきたという理解。ありがとうございます。

ほか、何かございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 この文書は約5,400点と非常に膨大な量で今は博物館にあるようですが、以前はず
っと個人宅に保存されていたということで、量的には、段ボール箱で、どのぐらいの量で、
かつ、保存状況は、ほとんど解読可能で全く問題ないような状況で保存されていたものなの
か、その辺はどうなのでしょう。

教育長職務代理者 学芸員、よろしく願いいたします。

学芸員 よろしく願いいたします。

古文書ですが、大きめの段ボール程の大きさの中性紙の箱に保存してあります。これで、
古文書を酸化させないようにしております。そのような箱が18箱ございます。博物館の第一
収蔵庫で保存しております。

古文書の難易度は、お百姓さんが、昔の方が書いたものですが、丁寧にかいた文字もあり
ますし、古文書の写しなどは、ややおざなりで、読みにくいものもあります。難易度は、読
みやすいものから解読にやや時間がかかるものまで、様々です。

伊藤委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 随分たくさんあるようですので、徐々に徐々に進めてくださっているもの
だと思います。よろしく願いしたいと思います。

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結とい
たします。

これより、議案第10号を採決いたします。

議案第10号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第10号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第11号

教育長職務代理者 次に、議案第11号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いいたします。

文化財保存活用課長 よろしくお願いいたします。

議案第11号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」、松戸市文化財の保護に関する条例第4条第3項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由につきましては、松戸神社の本殿・拝殿・手水舎を松戸市指定文化財に指定するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。こちらにつきましても、諮問書の案をつけさせていただいております。

次の8ページをお願いいたします。調書となります。分類につきましては、有形文化財となります。名称でございますが、松戸神社本殿・拝殿・手水舎となります。所有者は、松戸神社となります。時代につきましては、本殿が江戸時代中期から後期、拝殿・手水舎につきましては慶応3年となっております。規模については、記載のとおりとなりまして、追加で資料をつけさせていただいておりますが、図面、平面図がございます。この規模については、大体その図面に数字も記させていただいておりますので、参考としていただければと思います。構造形式につきましても、記載のとおりとなります。

次の9ページ、お願いいたします。現状でございますが、松戸神社は御嶽権現を明治15年に改称したもので、現在の社殿のうち本殿・拝殿・手水舎が江戸時代に建立された建物であり、ほかに、享保12年の石灯籠、これは境内社富士嶽神社前の文政5年の石灯籠がございます。社殿は坂川の東側にあつて、本殿・拝殿が南を向いて建ち、その前方西側に手水舎がご

ざいます。

指定の理由でございます。

まず、本殿につきましては、建立年代が明らかではございませんが、細部の様式は江戸時代中・後期の手法を示しており、元文元年焼失後に再建されたものであろうとなっております。間口7尺の間社流造でございまして、屋根は、平成元年に瓦ぶきから銅板ぶきに改められております。一間社である母屋の背面は2間で、側面は1間となっております。

この本殿は中規模の間社流造で、ひさし周りの連三斗の組物や海老虹梁の架け方は伝統手法を守っております。破風板にも浮き彫りを施すなど手が込んでおり、質もよい状態となっております。松戸市内では、松龍寺山門と共に最古に属する遺構であろうと思われま。

次に、拝殿でございます。安政2年に起こった安政の大地震で倒壊して再建されたものでございまして、慶応3年再建の棟札が残されております。また、野隅木には文久2年の墨書きがあったとなっております。平成元年に本堂と一緒に屋根が銅板ぶきに改められ、建具類も新しくされております。なお、拝殿の背面に接する幣殿は昭和15年の建築でござ

います。内部は、一室で畳敷きとして、格天井を張っております。天井には、中央に竜、ほかに花木の絵を描いていて、竜画には「法眼永海」、花木には「弟子永湖、明治戊子十月写」の銘がござ

います。建立年代は新しいのですが、棟札が残されている点、貴重でござ

います。10ページでござ

います。続いて、手水舎となります。手水舎につきましては、桁行1間、梁間1間、起り屋根の切妻造、銅板ぶきで、中に据えられた石製水盤に慶応3年の刻銘がござ

います。方柱を四方転びに立てて虹梁を組み、各柱に1個の懸鼻を隅行方向につけて

おります。懸鼻は、北東が波に亀、南東が雲に竜、南西が松に鷹、北西が竹に虎となっ

ていて、朱雀の代わりに鷹としておりますが、四神を表したものと思われま。組物は三斗

組で、中備に波の彫刻を置き、軒を一軒半繁垂木とし、内部には格天井を張っております。

なお、桁行方向に入れた腰貫は後補でござ

います。この手水舎は小規模ながら手の込んだもので、四神の懸鼻が面白く、細部は幕末の手法を示しており、水盤と同じ慶応3年のものと考えられます。

以上のとおり、松戸神社本殿は江戸時代中期から後期の手法を示しており、松戸市内の神社建築を代表するもので貴重なものであるため、指定文化財として保護を図ろうとするものでござ

明らかで、神社を構成するもので、併せて指定するものでございます。

11ページから13ページまでは、参考文献として添付しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、お願いいたします。

教育長職務代理者 議案第11号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

以前にも、杉戸と中天井が指定に出たかと思えます。ちょっと教えていただきたいことがあります。屋根なんですけれども、銅板ぶきに換えたというのは、以前のものに戻したとか、そういうイメージでは特にはなくて、新たに造ったものであっても、よく何か元の姿に戻すというのを基調にする考え方があると思うんですけれども、それと文化財としての価値みたいなものには、何か特に問題はないというか、その辺りはどうなのかなと。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 ご質問の答えになっているかどうかあれなんですけど、今回の指定に当たっては、歴史的に江戸時代というところの貴重さをもって指定のほうの流れになっています。その中身の銅板ぶきというか、材質のところについての具体的なところは、調べまでは至っていないというか考えていなくて、歴史的な価値をというところで、今回指定するものです。

教育長職務代理者 全体の建物としての年代としてという感じですか。

文化財保存活用課長 はい。

教育長職務代理者 今後も、松戸神社の前回の指定は杉戸絵であるとか天井画であるとかでしたが、また違う部分も検証して指定にというような流れも出てくると。

文化財保存活用課長 そうですね。それは先ほどと同じで、要は追加での指定というのはあり得ると考えています。

教育長職務代理者 なるほど。意外と細かく分けられているんですね。ありがとうございます。ほか、ございますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 身近なところですので、何か大事にされるという方向性はうれしいなと思っております。

ほか、ないようでございますので、よろしいでしょうか。

それでは、これより議案第11号を採決いたします。

議案第11号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第11号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第12号

教育長職務代理者 次に、議案第12号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 続けて、よろしくをお願いいたします。

議案第12号「松戸市文化財審議会に対する諮問について」、松戸市文化財の保護に関する条例第5条第2項の規定に基づき、別紙のとおり松戸市文化財審議会に諮問するものでございます。

提案理由でございます。東漸寺のシダレザクラを松戸市指定文化財より指定解除するに当たり、その適否について松戸市文化財審議会に諮問するためでございます。

15ページ、お願いいたします。こちらがその諮問書の案となります。

16ページをお願いいたします。こちらが松戸市指定文化財滅失調書となります。分類でございます。天然記念物でございます。名称は、東漸寺のシダレザクラ。所有者は、東漸寺となります。

滅失理由でございます。

松戸市指定文化財に指定される前から樹勢にやや衰えが見られ、土壤改良を施し、指定後に一旦樹勢は回復しましたが、令和6年春には花も咲かなくなりました。そのため所有者におかれまして、令和6年10月には樹齢が尽きたための枯死と判断して、供養を行い伐採したものでございます。

17ページは、そのシダレザクラの参考までに枯死前の写真を添付しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第12号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

では、中西委員、どうぞ。

中西委員 これ、樹齢がどれぐらいのものなのか分かるのかということ。もう伐採されたので、

外すのは当然だと思うんですけど、こういう例が、生き物だからしょうがないとはいえ、どの程度、最近ではあるのかとか、その辺もお伺いしたいと思います。

教育長職務代理者 樹齢と、こういった例がほかにもあるのかどうかについてお願いします。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 まず、樹齢についてですけれども、東漸寺のシダレザクラ、指定したのは平成24年、そのときで330年の樹齢として指定をさせていただいております。

もう一つの質問は。

教育長職務代理者 そのような例がほかにあるのかどうか。

文化財保存活用課長 最近あるか、こういう枯れたり枯死したとかいう例。

中西委員 生き物なので枯れるのはしょうがないとしても、そういう例が。

教育長職務代理者 滅失調書を出した例は。

文化財保存活用課長 出した例ですかね。

教育長職務代理者 はい。

文化財保存活用課長 最近ではないです。天然記念物として、この調書を出した例はないです。

教育長職務代理者 伊藤委員、同じですか。

伊藤委員 全く同じ質問だったんですが、それに加えてお聞きしたいのは、今回のように。対象物がなくなっても、このように指定文化財の滅失調書を作って、審議会に一々諮らないといけないものなんですか。ちょっとその点が不思議なんです。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。扱いについて。

文化財保存活用課長 今、この教育委員会にお諮りしなきゃいけないかということですけども。

伊藤委員 つまり、例えば審議会に報告するとかいうだけでは駄目なのかなと思ったんです。

文化財保存活用課長 こちらにつきましては、文化財の保護に関する条例の中に解除につきましても規定が載っておりますので、その規定に準じてお諮りしながら、それだけ市の指定というのは重いというか。そういったふうに認識しております。

伊藤委員 それから、もしそういうことになると、もちろん審議会のほうで指定解除に反対の結論が出ることはないと思いますが、審議会では、枯死の判断を誰がしたのかとか、それまでにどのような樹勢回復のための措置が取られたのかとか、いろいろ先生方は聞く可能性があると思うんですけども、もちろんどうにもしょうがないことですし、今さらなんですけど、それに対する十分な資料は用意されているんでしょうか。

教育長職務代理者 はい、お願いします。

文化財保存活用課長 そもそも文化財の、今回の所有者が東漸寺さんですので、所有者さんの管理の中での指定という状態、管理者の中の管理部門のところの流れの中でということですので、我々としては、指定に対する考え方というものに基づいた対応を取っておりますので、説明はつくと認識しております。

伊藤委員 文化財に指定するときに、指定に伴って、どのようなことを、東漸寺さんにやってもらいたいとか、いろいろお話があったんだと思うんですよね。そうした中で指定を受けて、これだけの努力はしますということだったと思いますが、樹齢330年というのが合理的な年数なのかどうかということも含めて、私には分からないんですけども、これだけ結構有名になっていたのに、非常に残念なことだと思いますが、ただ、それに至るまでのいろんなプロセスを一生懸命ちゃんとやってこられましたと、にもかかわらずこういう結果になったということについての説明も、併せてやっぱりちゃんとしていかなきゃいけないのかなというふうに思いますので、その点よろしくお願いします。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 山形です。

先ほど、天然記念物という説明でした。その前の議案は有形文化財で、ほかにも無形文化財があるのかと思うんですが、現在、松戸市で天然記念物として、このシダレザクラのようなものは何点ぐらい指定しているのかなという確認がしたいです。

個人的に分からないので聞いてみたいこととして、木の伐採するときに供養を行うと記載があります。一般的に、何か木を切る、これはお寺だからなのかもしれませんが、初めて聞いたので、どんなことなのかなというのを教えていただけたらと思います。

教育長職務代理者 文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 まず1点目の、天然記念物の市の指定はほかにありますかというご質問ですけど、天然記念物としては、このシダレザクラのみでございます。松戸市内のもので、ほかでいうと県の指定も国の指定もあります。県の指定で浅間神社の極相林、こちらが天然記念物となっております。ほかはないという状況ですね。

2点目の供養については、やっぱり山形委員おっしゃったように、お寺さんですので、そういう対応をしたという表現をさせていただいたところでございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございませんか。

では、武田です。

有形のものでもこういった天然記念物でも、所有者様にお願いしてある程度管理を委ねて、ある程度のお願い事というか、そういったものはあるんだと思いますが、例えば先程の神社もそうですが、こういうことはしてくださいねというようなものというのは、指定された段階で、お願いベースなのか決まり事なのか分からないですけれども、あるのでしょうか。割と老朽した建物とかが、これは生き物なのでということはありませんけれども、例えば手入れの仕方次第では老朽が早まったりとか維持が難しくなったりみたいなこともなきにしもあらずというか、あるいは、こちらから何がしかの補助金みたいなものが出て、管理をお願いすることがあるのか、この関わりで教えていただければと思います。

文化財保存活用課長、お願いします。

文化財保存活用課長 文化財の指定には様々な種別というのがありますので、いろんな形でのそういう保存という形があると思うんですけども、まず、所有者が民間の方か市かとか、公共かという部分でも、結局所有者の方が管理していただくというのが主たるところでございます。ただ、その内容によっては、何か滅失したり破損してしまった場合に、補助金を活用したりというアドバイスだったり、そういったものが私どもからできることもあります。

基本的には、まず何か起きたら報告だったり届出をしていただくというのが指定文化財としての基本的な考え方だと考えております。

教育長職務代理者 基本的にはお任せして、報告をいただいて、対応のときに何か手だてがあるときは補助金を差し上げるというような、そんなの流れで。ありがとうございます。

ほか、ございますか。

教育長 議案第10号から12号までは、今事務局から説明があったように、松戸市の文化財に関するものでございます。指定については、本当に指定することによって、こういった文化財の保存活用計画がさらに前に進んだり、また、いろいろな意味で貴重な財産になっていくということで、市民の宝という言い方は変ですけども、そういった部分にも資するのではないかと考えています。

最後のシダレザクラについては、本当に残念なことですが、それぞれ委員の皆さんからあったように、命あるものですので、しっかりこういうものがあったということも後世に伝えていくという意味では、きちんと書類に残すということも必要なのではないかと感じています。松戸市には貴重な財産がまだまだあると私も認識していますので、それぞれ活用していきたいように、また皆さんでお力添えいただきたいと思います。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、これをもって質疑、討論は終結といたします。

これより、議案第12号についてお諮りいたします。

議案第12号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第12号は原案どおり決定いたしました。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第13号

教育長職務代理者 次に、議案第13号「令和8年度松戸市立松戸高等学校第1年次入学者選抜要項の制定について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 こんにちは。よろしくお願いいたします。

議案第13号「令和8年度松戸市立松戸高等学校第1年次入学者選抜要項の制定について」ご説明いたします。

ここ数年、市立高校は志願者数が多く、入学者選抜に関しても大変注目を集めております。入学者選抜要項制定の機会に広くご意見をいただくため、昨年度から教育委員会会議の議案とさせていただいております。

本要項は、千葉県教育委員会制定の令和8年度千葉県立高等学校第1学年入学者選抜要項に準じて制定しております。昨年度からの変更点は、年度や日付の表記、本年度版にいたしております。自己申告書に係る文言の削除。自己申告書というものは、受験者が個人の判断で、例えば、欠席が多い方が、その理由だったりだとか、また、ご自身のお体のことで、障害があったりすることなどによって生ずる事柄を書く、そういった書類となっております。そちらのほうの、欠席が多いことの理由という文言の削除となっております。また、外国人の特別入学者選抜の募集学科について、普通科でこれまで実施していたものを国際人文科のほうで行うというふうに変えております。

また、今年度もインターネット出願及び発表を実施いたしますことをご報告いたします。

インターネット出願サービスを導入したことによって、志願者の利便性向上及び教員の負担軽減が図られたものと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第13号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 ページでいうと30ページの外国人の特別入学者選抜です。今ちょっと簡単に触れられましたが、これまでの普通科から、国際人文科に変えたということで、その理由については26ページに書いてあるように、そういう生徒にとって、異文化に興味がある生徒が多く在籍する国際人文科は、意思の疎通が図りやすいとか、いろいろ活動の機会が増えるので、そのほうがいいのではないかと、そういう外国人にとってより魅力的になるんじゃないかということだと思います。これまでは普通科で募集されていたわけですが、普通科に今まで入った人というのは何人ぐらいいるのですか。私の想像では、普通科であんまり入ってこないの、国際人文科にすれば、そのほうが魅力があるんじゃないか、そういう背景があったのかなとも思うんですけども、ちょっとその辺を確認したいんですが。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 ありがとうございます。

合格者につきましては、外国人の方たちにつきましては、確かにおっしゃるとおりの人数の状況で、過去5年間、令和2年度から見ますと、合格者は2年度が2名、3年度が1名、4年度が1名、5年度ゼロ、6年度が2名、そういう状況で推移しております。その中で、入学した外国籍のある方たちがより活躍できるような場の創出ということで願っておるところでございます。

伊藤委員 分かりました。

じゃ、私が聞いたとき、ゼロというのは1回あったような記憶がするので、令和5年度がゼロだったんですね。6年度は2名。

学務課長 はい。

伊藤委員 そうですか。そうすると、今までは普通科で入っているの、普通科の人数が何人でしたっけ。

(「280名です」の声あり)

伊藤委員 280名ですよ。ですから、280名のうちの2名であれば、ほかの普通科の入りたい

人たちに大きな影響があるとはあまり考えないんですけれども、もし40名の国際人文科のほうで2名入ると、残りの38名というか、定員の割合からいうと競争率にも影響が出てきますね。その辺は学校はどういうふうに考えておられるんですか。

学務課長 確かに割合でいうと、そういう面があると思うんですけれども、その中で、より交流が図られるというか、国際科に来た子たちもそういった海外で暮らしてきた方たちとの交流ができるだとか、そういったことのほうを狙っているところを重視している面があります。

伊藤委員 なるほど。そこはそういうプラス面が大きいので、外国人にとっても普通科より国際人文科のほうがここに書いてあるように魅力的だろうし、日本人のほうで、もし割合が、競争率が少し高くなっても、そこはむしろプラスに捉えて、変えようということなんですね。

学務課長 そうですね。また、そこに変えたことによって、今後の様子をまた観察するということは重要なかと考えております。

伊藤委員 それは、国際人文科のほうでそういう40名という小さな枠の中にどれだけ入れるかにもよりますよね。一人二人程度なのか、あるいはこれが5人ぐらいになっちゃうと、ちょっとかなり大きな影響がありますよね。

ちなみに、これ、過去にもそうだと思うんですが、選抜で作文だけで入れるということについて、障害というか何か問題はこれまで過去起こってきていなくて、特にやり方を変える必要がないという判断なんですね。

学務課長 そうですね。作文と面接の実施がございまして、基本的にはそちらのほうで引き続きというところなんですけど、それが課題がないかという、課題はやっぱり見ていくとあると思いますので、そこについては今後の方針と捉えているんですけど、次の年度につきましては、同じような方式でということを考えております。

伊藤委員 これまでもそうでしょうが、特に今回変更されたことに伴って、何か学校サイドで外国人希望者を対象とした説明会とか、何かそういうのは、今後もやる予定なのかどうか。

教育長職務代理者 課長補佐、お願いします。

学務課課長補佐 まず、県のほうで、市立高校だけではないんですけれども、県立高校全体としての説明会というものを県外、海外の方向けに説明会が行われております。そこに必ず市立の担当者が出席するようにしてございまして、そこでブースに来てくれた方に丁寧にご説明をさせていただくという形を取って周知を図っておるところでございます。

伊藤委員 過去の例からいうと、一番多いときでも2名ですよ。1名のときもあるし、ゼロというのもありました。そうすると、これは何か枠で多くて2名とか、何かそういう数字と

いうのはあるのでしょうか。

学務課課長補佐 こちら、9月に公表されます選抜の要項があるんですけども、そちらのほうで、これはあくまでも昨年度の例で、今年度のものはまだ公表されていないんですけども、普通科に關しましては、海外特選及び外国人特選に關しまして、合わせておおむね6名というところで数のほうは示しておるところでございます。

伊藤委員 全体、例えば若干名とか、何かそういう言葉は入れるんですか。

学務課課長補佐 おおむねということ、おおむねですね。

伊藤委員 おおむね何ですか。

学務課課長補佐 おおむね6名ということで。

伊藤委員 6名、そうですか。

教育長 海外と合わせてです。帰国子女と外国人選抜、合わせてということですよ。

伊藤委員 でも、これまで帰国生徒というか、今は帰国子女とは言わないですよ。

教育長 海外帰国生徒ですね。

伊藤委員 帰国生徒。でも、これまでほとんどなかったのじゃなかったっけ。

学務課課長補佐 数としては、あまりご希望される方は多くはございません。

伊藤委員 今まで入れるとしたら、外国人が多かったですよね。

学務課課長補佐 比重としては多くなっております。

伊藤委員 分かりました。

それで、ちなみに、作文を英語でやられたり、面接も英語でやるんですよ、相手が日本語できなければ。

学務課課長補佐 こちらの検査の方法ですけども、こちらは県立高校に準じて行っております。市立松戸だけが面接と作文だけというわけではありませんでして、県立に準じて行っております。

伊藤委員 そうすると、市松のほうでも入ってきた生徒に対して、かなり日本語指導というのは今もやっているんですか。

学務課課長補佐 はい。取り出しの授業というものを行っております。

伊藤委員 分かりました。いろいろありがとうございました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 自己申告書の関係のことですけど、県に合わせたということなんですよけれども、根本的になぜなのかということと、自己申告書ですから、これは任意だと思うんですけど、

任意だったら、これ、「精選に伴う」というのが、なぜこういう言葉が使われているのかということも含めてご説明をお願いします。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 長期にお休みされている方たち、不登校を経験されている方たちなど、そうした生徒の心理的負担とならないよう、調査書の記載項目が精選されて出欠の記録は削除されるに至り、本年度、次の入試からなっておりますので、それに伴い、こちらの用紙もそのようにしております。

中西委員 つまり、調査書の出欠の記載がなくなったというのは分かるんですけど、任意でこういうことを伝えたいという意思があっても、それが伝えられないという、逆の意味でマイナスになることはないんですかね、その本人にとって。

学務課長 心配を考えると、いろんな状況の段階の心配があると思いますので、個別にはあるかもしれないんですけども、基本的に自己申告書については、例えば点数化されるとかそういうことでもございませんので、今後の学校生活にというところでございますので。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 私の認識が間違っているかもしれませんが、今までは、校長から出される調査書に欠席の欄がありました。このA君は3年間で例えば15日欠席しましたという記載があり、そのときに、その15日の欠席について、自己申告として、これこれこういう理由でやむを得なく欠席しました。というようなことが記載できました。ところが、今年度からは、そもそも欠席15日を記載する必要がなくなった。つまり、欠席に対しての理由で何か自己申告をする必要が全くなかったということで、こういう形に至ったとの認識なんですけども、それでよろしいでしょうか。

学務課長 はい。

教育長 書く必要がなくなったということです。

中西委員 この問題はいろんな面があるので、簡単に割り切れないとは思いますが、申告したほうが良いと思っている親御さんなり本人がいても伝えられないという前提ができるのと、受け取る高校の側もそういうことを知らないままでいいのかという問題もあるし、だけど、それを選抜の可否の対象に考えないんだという前提があるから出欠を聞かなくなったということですよ。でも、何かそれで大丈夫なのか。そうすると、昔そうだったかどうか分かりませんが、昔のように、実はうちの子はということ、個別に全く自己申告書とは別に高校に伝えるようなことになってしまう可能性もあると思うんですけどね。

学務課長 そうですね。そういう可能性は生じるかなとは思いますが、基本的には教育長がおっしゃられたとおりのような判断ということになっております。

教育長職務代理者 これは、千葉県が全部そのように変えましたと。つまり、こういう事が上がってくる数があまりにも増えたということですか。

学務課長 いや、そこについては、増えたのか減っているのかということについての情報はないので、分かりません。

教育長職務代理者 特になし。

中西委員 一応全国的な流れですね、たしか。

学校教育部長 調査書で出欠を見ないということに関しては、これだけ不登校の生徒が増えている中で、それを要するに合否の判定の材料としないというような動きということですか。

教育長職務代理者 卒業にさえ至っていれば、全部フラットに見るというイメージですか。

学校教育部長 何日学校に行っていたかということは評価しない。いろんな学び方があるということ、それを認めているというような意思表示だというふうに理解はしているかと。

教育長 ただ、全く個人に対して配慮をしないということではないと思うんですね。それが入試の前なのか入試後なのかということももちろんあると思うのですが、仮に入学してきた生徒がそういった不登校傾向、高校生であっても不登校傾向であれば、当然学校としては様々な手だてを取って、丁寧に生徒に寄り添って指導をしていくという方向は変わらないと思います。

教育長職務代理者 学校教育部長。

学校教育部長 進学先には抄本という要録の代わりにするものを送るので、要は、指導要録の中身の代わりという、そこに出欠席があるので、それは当然、高校側にその子が100日休んでいましたという話は行きますので、もちろん入学の段階で、保護者の方が行った先の高校に、こういう事情でこうでしたというご相談もできますし、逆に100日という欠席の子が来て、保護者からも何もない場合には、高校から中学校側にどういう経緯なんですかという問合せもあるのかな。その辺は、引継ぎというんですか、そういうようなことがありますし、今、保護者の了解を得た上でですけど、例えばスクールソーシャルワーカーが関わっているお子さんは、進学が決まったら高校のスクールソーシャルワーカーと引継ぎをするとか、そういうような対応はやっています。

教育長職務代理者 では、入試には関わらないけれども、個人の特性についてはご報告する手段は確保されているということですか。

学校教育部長 そうですね。そこら辺が連携のところで大事になってくるのかなと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

中西委員 やめた上で、マイナス面が出てこないのかは、その後フォローしていただければと思います。

教育長職務代理者 山形委員。

山形委員 中西委員と、同じような内容を質問しようと思ったのですが、別な視点で、受験のときに関しても困難さを感じている場合についてです。例えば、大人数のお部屋が難しいお子さんとかへの合理的配慮というのが、県立高校はどのようにやっていたらいいか、その流れによって松戸市立も同じような対応をしていると思います。そういうケースが今まであったことや、今後、この自己報告書がない場合、自分は困難さがあると事前に受験のときに申出が難しくなってしまうケースがあるのではないのでしょうか。そういうときの対応はどうなるのは、とても気になる部分です。合格してからのサポートが、先ほど部長が言ったようなケアがあったり、それはもちろん本人と保護者の承認の上、行われますけど、受ける前の困難さがある子たちのすくい上げというのは、県がどういうふうに考えているか、もしくは、全体的に高校受験のときの合理的配慮は県全体になる、市立の実践もそうですけど、県全体でもどんな配慮を今行われている、もしくは、県だけじゃなくて全国的にも、少しずつ配慮はされているとは思いますが、その辺どうなっているか、現状をお聞きしたいと思いました。

教育長職務代理者 学務課長、お願いします。

学務課長 入試におきましては、今おっしゃったようなことで、ちょっと配慮が必要だというようににつきましては、入試の前に提出資料の中に、状況に応じてですけども、特別配慮申請書というものがございます。そこで例えば、ちょっと聞こえが悪いのでとか、その方の特性に沿ってこういう配慮をしてくださいというようなものを家庭のほうから中学校のほうに申し出て、今度は、それについては当該校の中学校と高等学校の校長先生同士で情報、その書類の提出、やり取りをして、その子に不利益の出ないように努めているところで、千葉県の入試についてもそうですし、市立高校でもそれに準じて行っているところです。

山形委員 よかったです。安心しました。ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、ございますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 様々に変わってきて、いろんなご配慮をいただいているというふうによく分かりました。ありがとうございます。

それでは、議案第13号について採決をいたします。

議案第13号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。ありがとうございます。

説明者が入れ替わります。少々お待ちください。

(説明員入替え)

◎議案第14号

教育長職務代理者 次に、議案第14号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 お願いいたします。

議案第14号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市学区審議会委員の任期が令和7年7月1日をもって満了いたします。松戸市学区審議会条例第2条の規定により、33ページにございますように15名を学区審議会委員として委嘱することを提案いたします。任期につきましては、令和7年7月2日から令和9年7月1日までとなります。15名のうち、11名が再任、4名が新任となります。

新任となる方について、ご説明いたします。

まず、2号委員、学校長の代表となります、松戸市立第五中学校校長、佐藤道照様。

次に、3号委員、PTAの代表となります、松戸市PTA連絡協議会副会長、田村和美様。

最後に、4号委員、住民の代表となります、松戸市町会・自治会連合会、本庁地区の地区長であられる田中孝様。同じく、松戸市町会・自治会連合会、明第一地区地区長、川井清晶様。

以上、新任4名を含む15名を松戸市学区審議会委員として委嘱することを提案するものです。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第14号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

よろしいですか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 特にないようですので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第14号を採決いたします。

議案第14号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第14号は原案どおり決定いたしました。

(説明員入替え)

◎議案第15号

教育長職務代理者 次に、議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 お願いいたします。

議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明いたします。

このたび、任期満了に伴い松戸市学区審議会委員を退任された委員のうち1名について、松戸市学区審議会委員として4期の任期を経た委員の功績に対し、松戸市教育委員会表彰規則第2条第5号により、感謝状を贈呈することを提案いたします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第15号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

ご質問、ご意見はございますか。よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、ないようですので、これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議事日程を変更し、秘密会の前にその他に移ります。

事務局より何かご報告はありますか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 委員の皆様から何か報告はありますか。

中西委員。

中西委員 すみません、文書を用意していませんけど、今回事務局からあってもいいのかなと思ったんですが、第1回松戸市教育振興審議会が開かれて、教育委員では私1人しか傍聴していなかったの、少しそのお話をしたいと思うんです。

個別には、委員の方が一人一人、二言三言お話しいただく程度だったんですが、例えば、複合施設の問題、合築ですか、そういう話を話された委員の方がいらっしゃったり、これまでの学びの松戸モデルが言葉を重視しているという松戸らしい部分があったので、そこをどうしていくか。外国人の方への日本語教育というのも重要ではないかということであったりですね。

ちょっと私、その中で気になったのが、その言葉の問題なんですけど、つまり、国、県と振興計画があって、松戸らしさを出した教育振興基本計画をつくる中で、やっぱりその言葉のことというのは大事だと思います。そうすると、これも委員の御発言にありましたけど、言語活用科をどうするかということは極めて重要な問題だと、このままでいいのかという問題提起もありました。実際問題として、これは国の動きとして次の指導要領絡みで、言語活用能力と情報活用能力というのは、ある意味両輪のように言われるような指導要領ができてくるような動きもありまして、そうすると、情報活用能力、今も言語活用能力の中に情報活用の中は入ってはいるとは思いますが、そのところはやっぱり考えていかなければいけないのではないかと、これは私のあくまで感想ですけども、そういうことで。

次回が、もう秋、9月ということで、それまでにアンケートとか、子どもたちに意見を聞く場というのも設けるといことでしたので、その辺もこちらにも報告はあるんだろうと思

いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長職務代理者 教育長。

教育長 ありがとうございます。

今、中西委員が、概要を説明くださひまして、事務局にも随時進捗状況を報告してほしいということは私も伝えてありますので、こういった会議の中だったり、また別に時間を取るなりして、しっかり皆さんにお伝えしていけばいいかと思ひています。

審議会冒頭のご挨拶の中で、私も学びの松戸モデルの基本理念に触れてお話をさせていだいたのですが、今中西委員がおっしゃってくださったように、言葉というところもちろん非常に重要なポイントなんです、私自身は、つなぐというようなワードのほうも非常に重要だという意味合いでお話をしました。言葉を通じていろいろなものをつないでいくというような文言で、今学びの松戸モデルは基本理念を掲げているのですが、まさに言葉だけではなくて、様々な情報のツールなどを使いながら、誰と誰をつなぐとか、人と人をつなぐとか、物と物とか、物と人とか、つなぐ対象もこれからはかなりしっかり考えていかないと私自身は考えています。

今触れていただいたように、学習指導要領がこの後どのように変わっていくかというところもごさいます。その辺も含めて、しっかり審議をしていかなければいけないですし、学校教育だけの話をしているわけではないので、先ほど議案の中にあつたような文化財とか、そういうような文化芸術とかスポーツなども含めまして、様々な分野で、何かを通じて、誰と誰が、何と何がつながりを持ちながら発展的に進んでいくのかな。最終的には人が、松戸の市民がとか子どもたちが、この人生100年時代ですので、豊かな生活を送っていただけるというところを大きな目標にしていかなければいけないので、市長さんもお替わりになられたということもあつて、この後いろんなものが変化していかなければならぬというふうに私は考えていますので、この計画が一助になればと思ひております。ぜひ教育委員の皆さんからも様々なご意見を頂戴したいと思ひています。

以上です。

教育長職務代理者 せんだつて意見を参集していただき、これから骨子案ができてくることだと思ひますので、ぜひまた皆さんで話合ひの場が持てたらと思ひます。

ほか、報告はごさいますか。よろしいですか。

(発言の声なし)

◎議案第16号及び報告第4号

教育長職務代理者 それでは、これより議案第16号「令和7年松戸市議会6月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」と報告第4号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、議案第16号及び報告第4号の審議は秘密会となりますので、松戸市教育委員会会議規則14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、教育総務課長、以降指定する職員は、各議案で入れ替えをお願いいたします。

議案第16号、教育総務課長、教育総務課専門監、教育総務課課長補佐、学習指導課長、学習指導課課長補佐、学習指導課指導主事。

報告第4号は、児童生徒課長、児童生徒課課長補佐。

以上でございます。そのほかの方は退席してください。

（関係職員以外の職員退席）

（以後、秘密会）

（関係職員等入室）

教育長職務代理者 それではこれより、議案第16号「令和7年松戸市議会6月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」を議題といたします。

それでは、ご説明をお願いいたします。

教育総務課長、お願いいたします。

教育総務課長 教育総務課長の三根です。よろしくをお願いいたします。

議案第16号「令和7年松戸市議会6月定例会の議案（補正予算）に対する意見聴取について」ご説明申し上げます。

本件の提案理由は、令和7年松戸市議会6月定例会に提出を予定しております補正予算議案の作成に当たりまして、教育費について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29

条に基づき、市長より意見聴取の申出があったことからご審議いただくものでございます。

別冊の補正予算書の1ページをご覧ください。歳入より順次ご説明いたします。

諸収入、雑入、雑入、リーディングDXスクール事業収入90万円につきましては、令和の日本型学校教育の構築に向けた優れた実践の創出・普及・展開の拠点となるリーディングDXスクール事業指定校において、情報活用能力等の育成に重点を置き、日々の授業改善を実施するための経費について補正を行うものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。

教育総務費、教育研究指導費、学習指導事業、各種研修業務90万円につきましては、リーディングDXスクール事業指定校に松戸市立上本郷第二小学校及び松戸市立第六中学校が採択されたことに伴い、全国の先進的な事業実践実例を学ぶため、先進校への視察を実施。また、事業指定校での公開授業研究会や講演会、研修会で講師を招いてご指導いただくための経費について補正を行うものでございます。

ご説明は以上です。

なお、質疑につきましては、担当課から回答させていただきたいと思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 議案第16号については、ただいまの説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

伊藤委員。

伊藤委員 今回の補正の金額が90万円ということで、歳入と歳出が対応しているんですが、これはこのお金を使って今回の歳出をするという、そういうことですか。

教育長職務代理者 学習指導課長、お願いします。

学習指導課長 学習指導課長の小川です。

そのとおりでございます。

伊藤委員 そうですか。これ、事業収入ってどこからお金を、収入を得るんですか。これ、よく分からないんですが。通常予算を使うわけじゃなくて、どこかからの収入があるんですか。

教育長職務代理者 学習指導課長、どうぞ。

学習指導課長 この事業の経費につきましては、文部科学省から委託を受けた株式会社内田洋行の事務局から措置を行うことになっております。

伊藤委員 寄附になるんですか。

学習指導課長 はい。

伊藤委員 そうか。分かりました。どこかに寄附と書いてあればよかったですけど、ちょっと分からないです。

上本郷第二小学校と第六中がそういう指定校に採択されたというのは、これは何か既にほかの学校も採択されているところがあって、今回新たに2校選ばれたのか、それとも松戸で初めて2校選ばれたんですか。

教育長職務代理人 学習指導課長。

学習指導課長 昨年度、文部科学省より研究指定校のご案内があり、第六中学校、上本郷第二小学校が手を挙げてくださって、令和7年3月31日に採択の内定通知をいただいたものでございます。

伊藤委員 ということは、ほかの学校はまだ。今回2校だけ、松戸では。

学習指導課長 そうです。

伊藤委員 そうですか。ちょっとよく中身が分からないんですが、何かいい結果が出るといいなどは思います。

結局、先進校への視察というのは、そういう旅費とか関連する経費が中心ということなんですよね。ちなみに、どこへ視察に行かれるんですか。どの県かということでもいいです。

教育長職務代理人 指導主事、お願いします。

学習指導課指導主事 学習指導課指導主事の西野と申します。

ご質問いただきました内容につきまして、今年度、幾つか視察先というのは検討しているところではあるんですけども、全国的にこのリーディングDXの先進校として、今年度、視察に行く予定で考えているところにつきましては、例えば、愛知県の春日井市の学校ですとか、あとは静岡県吉田町のほうの学校ですとか、そういったところ、先進的な取組を進めているというところで考えております。

以上です。

伊藤委員 日本では、そういう進んでいて見学しに行ったほうがいいようなところもかなりあるということなんです。分かりました。ありがとうございました。

教育長職務代理人 ほか、ございますか。

山形委員。

山形委員 山形です。

リーディングDX、そもそもこの部分で、どんなことかというのを教えていただきたいで

す。例えば、デジタル教科書を活用したものなのか、それとも自動読み上げソフトなのか、何なのかを説明していただきたいです。先進校は今何をやっているのかというのを知りたいです。講演会というのは誰を対象としたものなのか、それこそ保護者の方にも全然分かりづらい部分がありますから、そういうところに関しても説明が行くのかも少し知りたいです。

教育長職務代理人 学習指導課長

学習指導課長 今ご質問いただいた3点について、まず1点目ですけれども、リーディングDXにつきましては、児童生徒の情報活用能力の育成を図りつつ、個別最適な学び、それから協働的な学びの一体的な充実を目指す授業改善でございます。主に、ICT、1人1台タブレットを活用しながらというものでございます。

2つ目、先進校につきましては、おのおのが学習課題を持ち、その解決に向けて、一斉授業ではなく、それに向かっているいろいろな解決方法があるんですけれども、それに向かって、ICT等を活用しながら解決に向かっている授業をしていくというものでございます。なので、一人一人が、目的に向かっているものがそれぞれおのおの違ってくる、それぞれの、じゃ、このグループは本を活用して、こっちはICTを活用して、こっちは対話を活用してとかというところで、おのおの学習の手だてが違ってくるものでございます。そういったところの先進校を視察していきたいというふうに思っております。

最後、3点目ですけれども、直近でいきますと、8月20日に流通経済大学にて、信州大学の見識のある佐藤教授を招いて講演をする予定です。

以上でございます。

山形委員 今ので分かりましたか。説明が難しいですね。

教育長職務代理人 教育長。

教育長 これは討論というようなイメージで。

目的は、主体的・対話的で深い学びの実現です。ちょっとそこが抜けていると思います。個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実というのは、主体的・対話的で深い学びの実現というところが大きな目的で、その手法が、様々ないろいろな手法があるんですけれども、その中で、このGIGAスクール構想が進んでいく中、1人1台タブレット端末が貸与されているという状況の中で、先日来から幾つか私たちも研修の中で触れていますけれども、これからの学びの形が様々な形で変わっていきますよという中の1つですよ。だから、端末を使ったり、そういう情報機器を使ったりICTを活用することが目的ではなくて、それを活用することによって子どもたちにどういう力を身に付けさせていくか。簡単に言うと、ちゃ

んと自分の意見を伝えられるとか、あるいは自分の考えていることをみんなが共有して、そこで何らかの合意形成を図りながら一番ベストなものを選択していくというふうに、そういう授業をつくっていきましょうよというものだと思います。

このリーディングDX事業そのものは、今年始まったわけではなくてもう複数年やっていて、先ほど紹介があったような先進校はそれなりの成果を上げているので、やっていきましょうと。ただ、松戸が残念ながらそこまでは追いついていないという現状がありますので、やはりただこういう指定を受けることによって、どんどんどんどん松戸の子どもたちもこういった授業に取り組む、それを一番目的にして、この上本郷第二小学校や松戸第六中学校が授業公開をすることによって、それを市内の先生方も見に来る。ただ、それが市内に限定されるわけじゃなくて、さっき、8月20日に流通経済大学でというのは、流通経済大学のホールを使ってということですから、流通経済大学がやるわけじゃないです。流通経済大学のホールを使って、こちらがお願いした専門家に来ていただいて、教員ないし様々な、教員だけじゃないですよ。今回対象。

(「教員だけ対象」の声あり)

教育長 じゃ、そういう方たちに学んでもらう機会をつくって、それを各学校の授業で生かしていきましょうという、多分そういう流れなんだろうなと思いますので、こういう言い方をすると失礼なんですけど、分かっている人たちが説明すると、分かってない人たちが抜けちゃうんですよ。だから、説明するときに必要な言葉をきちんと入れていかないと、これ、本当に子どもと一緒に、自分の思っていることを伝えるためにはどうしたらいいかというのを、申し訳ないんですけども、学校の先生方も学んでいかないといけないかなと私は本当に感じます。何か質問の意図をちゃんと理解できていないという部分があるので、何となくもやもやもあって、時間もないし、申し訳ないなんていう感じになっちゃうので、多分説明する側もぜひ頑張ってもらいたいなと改めて感じました。

すみません。以上です。

山形委員 ありがとうございます、教育長。

教員委員を長くやっているし、勉強させてもらっているので説明を聞いていて分かるんですけど、これをまた保護者の方などほかの方が分かるように説明するようになったときのレベル感のときがすごい難しいと思いました。リーディングDXと聞くと、リーディングに困難さのある子のためのICT活用なのかと想像してしまいました。またはもっとデジタルを使うのかなと思いました。対話的な授業というのがすぽっと抜け落ちたりするので、私も勉

強不足の部分ではありますが、少しだけかみ砕いていただけたりとか、先進市のことも、もう少し具体的な、どんな授業かというのが分かる助かります。ぜひ8月20日は、公開研修会で委員としても勉強させてもらえられたらなと思います。よろしくお願いします。

学校教育部長 今のお話のところで、保護者の理解という部分がこれを進める上ではすごく大事な部分なので、保護者の方はみんな一斉授業を受けてきた方々なので、やはりこれをやっているところでぶち当たる1つの壁が保護者の理解というところなので。今お話しいただきましたので、その8月がどういう形にできるか分からないんですけども、ちょっとそんなところも踏まえて再度検討できたらなというふうに思いました。

教育長職務代理者 中西委員。

中西委員 8月20日もそうなんですけど、できたらどこかの段階で、上本郷第二小とか六中のその授業というのを我々も見ることが欲しいなと思いました。上本郷第二小は、たしか私、たまたまお訪ねしたことがあって、たしか自由進度学習をちょっとやってみているというようなことを。

教育長 それは、的なものですね。自由進度学習的なものです。

中西委員 的なもの。自由進度と言うと、また混乱させるかもしれませんけど、私もよく分かっていませんけど、まさに結構先取りをされているようなところでもあったりするので、これだけ授業が変わろうとしているということをやっぱり教育委員としても認識したほうがいいと思うので、そういう機会をぜひつくっていただきたいと思います。お願いします。

教育長 12月ぐらいにやるんじゃないかなかったですっけ。

教育長職務代理者 公開授業ですか。

学校教育部長 全国公開のほうにつきましては、予定としては、上本郷第二小学校が12月で第六中学校が1月の今のところ予定です。

教育長 じゃ、その日程が明らかになった段階で教えていただければ。

教育長職務代理者 伊藤委員。

伊藤委員 保護者の中には、うちの子どもは中学受験をさせたいとか私立へ行かせたいとか、あるいは中学なら、いい県立高校あるいは国立の高校へ行かせたいとか思っていて、そのため、そういう受験とかに役に立つような授業をしてほしいという、もちろん学校だけの授業でそういう受験ができるかということ、大体はいろんな塾とかそういったところもあるので、本当に受験するには塾へ行っていないと駄目だとかということになるとは思うんですが、ただ、保護者にとってみると、学校がそういう先進的な、あまり受験に役に立たない、将来の

人生には役立つかもしれないけども、そういう授業をするというのは、どれだけほかの伝統的な授業に食い込んでくるのかにもよるんでしょうけども、その辺、保護者の理解というのがどの程度得られるのでしょうか。要するに、我々もよく分からない、だから、そういう授業参観をして理解していくんでしょうけれども、ちょっとその辺のところは、過渡期なのかもしれないが、非常に不安というか。いや、うちは、そんな、受験したけりゃ塾へ行ってちゃんとやればいいので、学校はこういう形で新しいやり方でやっていくんだという、そういうことも1つの見識だとは思いますが、ただ、その辺、保護者にどう理解してもらうのかというのがかなり難しいというか、そういうのをちゃんと念頭に置いてやらないといけないのかなというのは聞いていて感じたんですけど。

すみません、以上です。

教育長職務代理者 ご意見いただいて、皆様関心の深いところのようにお見受けしておりますので、ぜひ学習指導課のほうも、業務多忙とは思いますが、ぜひ企画の中に視察等を考えていただけたらありがたく思います。よろしくをお願いします。

よろしいでしょうか。

(発言の声なし)

教育長職務代理者 それでは、議案第16号を採決いたします。

議案第16号については、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

(以後、秘密会)

(関係職員等入室)

教育長職務代理者 それでは、報告いたします。

秘密会にて、議案第16号につきましては原案どおり決定、報告第4号につきましては承認されたことをご報告いたします。

本日、予定していた議題は以上です。

それでは、議事進行を教育長にお戻しします。

教育長 ありがとうございました。

それでは、次回の教育委員会会議の日程についてです。次回の教育委員会会議は、令和7年7月9日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催してはいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議ないようですので、次回、令和7年7月定例教育委員会会議は、令和7年7月9日の水曜日、午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、令和7年6月定例教育委員会会議を閉会といたします。
ありがとうございました。

閉会 午前11時56分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員